関東信越税理士会
熊谷支部８月例会次第

日時　平成２７年８月６(木)
午後４時００分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

(1)６月１６日(火)	支部例会・署との協議会	於　ホテルガーデンパレス
(2)６月１６日(火)	支部総会	於　ホテルガーデンパレス
(3)６月１７日(水)	本会総会	於　パレスホテル大宮
(4)６月１８日(木)	熊谷間税会総会	於　ホテルガーデンパレス
(5)６月１８日(木)	大里地域税政協議会定期総会	於　ホテルガーデンパレス
(6)６月２３日(火)	熊谷青色申告会通常代議員総会	於　マロウドイン熊谷
(7)７月　６日(月)	日本政策金融公庫との金融懇談会	於　矢ない
(8)７月１６日(木)	県連総会	於　パレスホテル大宮
(9)７月２０・２１	大久保毅準会員御母堂様・大久保秀彦会員御祖母様通夜・告別式	於　さいたまセレモニーホール熊谷
(10)７月３０日(木)	正副支部長・署との協議会	於　熊谷税務署
(11)７月３０日(木)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
(12)８月　５日(水)	県連支部長会	於　埼玉県税理士会館

２．会務予定及び連絡事項

(1)支部例会・署との協議会
日時　８月６日(木)午後４時００分～
場所　ホテルガーデンパレス

(2)納涼会
日時　８月６日(木)午後５時００分～
場所　ホテルガーデンパレス

(3)南部地区委員会
日時　８月７日(金)午後６時００分～
場所　廣川

(4)大里地域税政協議会懇親会
日時　８月２０日(木)午後６時００分～
場所　ホテルガーデンパレス

(5)北部地区委員会
日時　８月２０日(木)午後６時００分～
場所　満る岡

(6)東部地区委員会
日時　８月２５日(火)午後６時３０分～
場所　徳樹庵　熊谷銀座店

(7)西部地区委員会
日時　８月２５日(火)午後６時３０分～
場所　徳樹庵　籠原店

(8)中央地区委員会
日時　８月２８日(金)午後６時００分～
場所　いづみ寿司

(9)深谷地区・大里地区合同委員会
日時　８月２８日(金)午後６時００分～
場所　きんとう旅館

(10)正副支部長会・署との協議会
日時　９月１日(火)午後４時００分～
場所　熊谷税務署

(11)正副支部長会・地域長会
日時　９月１日(火)午後４時４５分～
場所　支部事務局
(12)三者懇談会
日時　９月８日(火)午後１時１５分～
場所　ホテルガーデンパレス
(13)東京一日研修
日時　９月１７日(木)
場所　国会見学・かっぱ橋・寅さん記念館
(14)支部女性部主催相談会
日時　１０月２日(金)午前９時３０分～午後４時００分
場所　ティアラ２１　４階会議室
(15)県連ソフトボール大会
日時　１０月１５日(木)
場所　大宮けんぽグラウンド
予備日　１０月２１日(水)
(16)法人会役員県外視察研修
日時　１０月１８日(日)～１９日(月)
場所　鎌倉・横須賀

３．その他の協議報告事項

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

５．支部会員入会・転入・転出・異動等
変更登録
木藤久丹江(平成２７年６月１５日　変更登録)
〒366-0824　深谷市西島５－１３－５
ＴＥＬ　５７３－５０４５　ＦＡＸ　５５１－５５５６

小林　勇(平成２７年７月１５日　変更登録)
〒360-0817　熊谷市新島１９８－６
ＴＥＬ　５２１－６４１１　ＦＡＸ　５２０－３０３１

６．次回例会予定
場所　ホテルガーデンパレス
日時　９月８日(火)　午前　９時３０分～　例会・署との協議会
１０時４５分～１２時４５分　研修会

７．次回研修予定
場所　ホテルガーデンパレス
日時　９月８日(火)　午前１０時４５分～１２時４５分
内容　マイナンバー制度について
講師　樋之口猛氏(川越支部)
単位　２単位
バス　午前９時１０分　熊谷駅南口・市役所発

8．支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス　http://www.sakitama.or.jp/tains-k/

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

＊今後の例会日日程を掲載しました。（平成２７年８日６日現在）

１０月例会	１０月　７日(水)	午前９時３０分～
１１月例会	１１月　５日(木)	午前９時３０分～
１２月例会	１２月１０日(木)	午後４時００分～
１月例会	１月１４日(木)	午前９時３０分～
２月例会	２月　９日(火)	午前９時３０分～
３月例会	３月２５日(金)	午後４時００分～

＊予定ですので変更になる場合もあります。

ｅ－ｔａｘ・Ｌ－ｔａｘの利用を推進しましょう。

平成２７年８月６日

熊谷支部会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長　　中村敏行
副支部長　　寺山智久
総務部長　　水野敦史

会員名簿（顔写真入り）の作成のため個人情報提出のお願い

総務部の事業として顔写真入り手帳型会員名簿を作成いたします。顔写真入り名簿は、支部会務運営上不可欠であり、さらに会員間のコミュニケーションを図るためにも重要となっています。つきましては下欄に写真を貼付のうえ、必要事項を記入し個人情報のご提出をお願いいたします。

提出先　：熊谷支部事務局
　　〒360-0041　熊谷市宮町２－１４４　コーポビアネーズ２０３号
提出期限：平成２７年１０月７日（水）
写　真　：上半身、正面を向いたもの。白黒・カラーを問いません。
　　大きいサイズの写真は貼付せずに、クリップ止めしてください。
その他　：税理士法人に所属する会員は、その所属事務所を明記してください。
　　所属税理士は従事する事務所を明記してください。

●個人情報保護方針および個人情報の利用目的のお知らせ

個人情報を適切に保護することが重要であることを認識し、名簿の作成および配布については個人情報を適正に取り扱い、下記のように定めます。

①収集する個人情報は、税理士会の活動を円滑に進めるために必要なものに限る。
②収集した個人情報は、会員名簿作成のために使用する。
③作成した名簿(顔写真入り)には１冊ごとに番号を付し、熊谷支部会員、準会員に配布する。また、税理士会会員の広報手段として特定の官公庁に配布する。
④配布した名簿(顔写真入り)は、各会員の責任において個人情報保護のため適正に取り扱う。
⑤この他収集した個人情報は熊谷支部所属会員名簿一覧として作成し、広報手段として配布します。
⑥その他、個人情報の保護については本会、県連に準じて適切な取扱いに努力致します。

点線から切って下欄だけ提出してください。

写真貼付欄		
写真の裏面には記名のうえ、貼付してください サイズ 縦４センチ以上 横３センチ以上	ふりがな	生年月日
	氏　　名	大正 昭和　　年　　月　　日
	税理士登録番号	開業　　所属　　法人
	事務所住所　〒	
	税理士法人名（法人所属の場合）	
	事務所電話	事務所FAX
	自宅電話	自宅FAX
	携帯電話	e-mail

※会員名簿記載に同意できない箇所には×印をおつけ下さい。必ず返信お願いいたします。

平成２７年８月６日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　中 村 敏 行
副支部長　清 水 茂 昭
地域長　天 笠 裕 司
研修部長　福 島 泰 彦

税理士会36時間規定研修

平成２７年度支部研修会のご案内

拝啓　日増しに暑くなる今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時　平成２７年９月８日（火）午前１０時４５分～１２時４５分（例会終了後）
場所　ホテルガーデンパレス
内容　マイナンバー制度について
講師　樋之口 猛氏（川越支部）
対象　税理士会会員及び職員
バス　午前９時１０分に下記の２カ所よりバスが発進します。
　　熊谷市役所付近　　熊谷駅南口
単位　２単位

資料準備の為、８月２４日（月）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要　　ＦＡＸ ０４８－５２１－９６１２

平成２７年９月８日の支部研修会出席人数は

会員　　名　　事務所職員　　名　　合計　　名

会員事務所名

再配布

参加される先生は８月１７日(月)までにＦＡＸにてお申込みください。

平成27年7月13日

関東信越税理士会
熊谷支部会員　各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　　中村　敏行
福祉共済部長　藤野　佳子

東京1日研修開催日程のご連絡

盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より福祉共済部活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
さて、下記の通り、今年度の東京1日研修の日程が決まりました。
参加の可否のご連絡を7月31日（金曜日）までに事務局宛にFAXいただけますようよろしくお願いいたします。

記

日時　　平成27年9月17日（木曜日）

スケジュール　午前（国会見学研修）→ 昼食 → 午後（かっぱ橋道具街・寅さん記念館）→ 夕食 → 帰宅

（スケジュールの詳細は追ってご連絡いたします。）

参加費　　8,000円（予定）

支部事務局　　TEL 521－3312　　FAX 521－9612

9月17日（木曜日）の東京1日研修に

参加　・　不参加　　します。

参加いただける方 ： 希望集合場所

熊谷駅　・　籠原駅　・　深谷駅

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成２７年８月６日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　　中村　敏行

月例会についてのアンケート結果

有効回答数　　３４　／　１６４　名

１．例会時間帯について

（1）午前　　２５　名

（2）午後　　８　名

（3）どちらでもよい　　１　名

希望開始時間　　９時３０分　が一番多い

２．例会会場について　（複数回答あり）

（１）ホテルガーデンパレス

２１名　　★駐車場が広い　★慣れた場所だから

（２）マロウドイン熊谷

8名　　★駅から近い

（３）さくらめいと

5名　　★支部範囲の中心にある　★コストがかからない

（４）熊谷商工会館

2名　　★コストがかからない

（５）その他

0名

＊ご協力ありがとうございました。

熊谷地域ゴルフ会　会員各位

平成27年8月吉日

熊谷地域ゴルフ会
会　長　　竹村宗一
幹　事　　大谷宏一
熊谷地域長　　天笠裕司

ゴルフ コンペのご案内

「熊谷地域・大同生命共催」

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
6月のコンペは ご参加をいただきありがとうございました。天気にも恵まれ 4組による
コンペが開催できましたこと お礼申し上げます。
さて 9月のコンペの日程が下記の通り決まりましたのでご案内いたします。
奮ってご参加くださいますようお願いいたします。(会員は随時募集中です)
又 恒例の県連・埼税協共催のチャリティゴルフ大会(10月13日東松山CC)に参加します。詳細は県連マンスリー8月号に掲載されますので、 後日ご案内をいたします。

記

日 時　**平成27年9月10日（木）**

場 所　**熊谷ゴルフクラブ**　熊谷市石原1431番地

☎ 048－521－5411

集合時間　AM 8:30

スタート　AM 8:56　（アウトスタート）

会 費　5,000 円　（賞品及びパーティ費として）

プレー代　各自精算お願いします。

競技方法　新ペリア方式　（ハンデ 上限ありません）

その他　パーティの前に 研修会を行います。

※ 参加のご回答は 準備の都合もありますので
8月20日(木) までに支部事務局までお願いいたします。

（ そのまま FAX して下さい ）

熊谷地域ゴルフ会 行　　FAX 048－521－9612

9月10日(木)の ゴルフコンペに 参加します

御芳名

税制改正建議要望項目

No.＿＿＿＿＿＿　支部＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆改正要望項目　　税目　　税法項目←必ずご記入のこと
◆関係条文
◆理由
○数件ある場合はコピーしてご利用ください。

提出窓口＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL ／＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX ／＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※提出に当たり、「改正要望項目」の他に「関係条文」「理由」を必ずご記入願います(簡潔に)。

平成27年度青年部主催研修会のご案内

本研修につきまして、下記の要領にて開催いたします。
参加ご希望の方は、締切日までに各支部の青年部(企画部)または支部事務局へお申し込みいただきますようお願いいたします。

記

日　　時：平成27年9月16日(水)　14:00～16:30　2.5時間でカウントします
受付開始　13:30
※研修受講カードにて受付しますので、当日は忘れずにお持ちください。
開 講 式　14:00～14:10
研　　修　14:10～16:25(途中休憩有り)
閉 講 式　16:25～16:30

場　　所：埼玉県税理士会館　3階会議室
さいたま市大宮区大成町1-289-2　TEL　048-665-3111
※大宮駅西口から徒歩17分

会場案内図

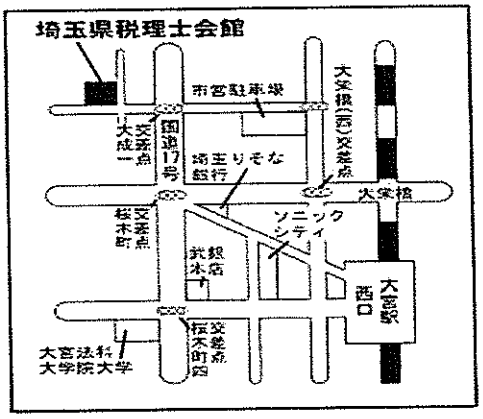

テ ー マ：士業経営とランチェスター戦略について

講　　師：アマゾン<中小企業経営>ジャンルで10年連続1位
ベストセラー「小さな会社☆儲けのルール」著者
インタークロス／九州ベンチャー大学
代表　栢野(かやの)　克己　氏

対　　象：全会員（定員：100名）
※お申し込みが定員を超えた場合は、各支部青年部委員を優先いたしますので、あらかじめご了承ください。

受 講 料：無料
※研修会終了後、17時より懇親会を開催いたします。
懇親会に出席される方は会費(5,000円)を当日申し受けいたします。
場所：パレスホテル大宮　1階パルテール
住所：さいたま市大宮区桜木町1-7-5

申込方法：申込用紙に研修会、懇親会の出欠席についてご記入いただき、各支部の青年部(企画部)または支部事務局宛に8月14日(金)までにご連絡をお願いいたします。

研修時間中に講師への質問時間を設けますので、質問がございましたら、別紙の申込用紙に内容を記載いただきますようお願いいたします。
なお、懇親会のキャンセルについては9月14日(月)までに必ずご連絡ください。
※当日のキャンセルは全額お支払いいただきます。

平成27年度青年部主催研修会申込用紙

税理士登録番号	
氏　　名	
懇親会出欠	出　席　・　欠　席

※懇親会出欠はどちらかに○印を付けてください。

＜講師への質問事項＞

申込先：関東信越税理士会　　支部　宛

TEL

FAX

メールアドレス

※平成27年8月14日(金)までに申し込みをお願いいたします。

【添付①】

社会保障税番号制度がはじまります！

日本税理士会連合会

平成27年10月から個人番号通知スタート

社会保障・税番号制度とは…

社会保障・税番号制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、国民一人ひとりに対し『個人番号』、法人等に対し『法人番号』をそれぞれ付番し、これらの個人番号及び法人番号の活用及び保護を図ることを目的として導入された制度です。

社会保障・税番号制度の導入により、①行政手続の無駄を排除し、行政運営の効率化を実現すること、②行政手続の簡素化により国民の負担を軽減し、利便性向上を図ること、③より正確な所得把握を実現し、国民の社会保障を受ける権利を守ること等の実現が期待されています。

また、**複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行う**ことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となることが期待されています。

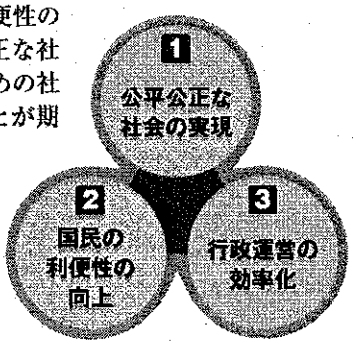

個人番号・法人番号とは…

個人番号

住民票を有する全ての国民、中長期在留者・特別永住者等の外国人に付番される番号

法人番号

国の機関・地方公共団体・会社法等の法令に基づき登記された法人、人格のない社団等に付番される番号

利用範囲

個人番号の利用範囲は、税・社会保障・災害対策に関する事務に限定されています。

- **税**――税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載
- **社会保障**――年金の資格取得の確認・給付、雇用保険等の資格取得の確認・給付、医療保険等の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策
- **災害対策**――被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成等

特定個人情報・保護措置とは…

特定個人情報とは、『個人番号をその内容に含む個人情報』を指し、個人番号及び個人情報が記録された書類・電子ファイルなどがこれに該当します。

番号法では、特定個人情報を取り扱うすべての事業者に保護措置を義務付けています。

この保護措置は、①特定個人情報の利用制限、②特定個人情報の安全管理措置等、③特定個人情報の提供制限等の3つに大別されます。

これらの保護措置に違反した場合は、以下のような罰則が科されます。

（例）

- 特定個人情報ファイル（※）の不正提供……4年以下の懲役or200万円以下の罰金or併科
- 個人番号の不正提供又は盗用……3年以下の懲役or150万円以下の罰金or併科

※「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（データベース等）

税理士と番号制度の関わり…

税理士は、税の専門家としての業務の中で納税者の個人番号の提供をうけて取り扱うことになります。

税理士は、提供をうけた個人番号が納税者の大切な情報であることを認識し、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』のほか、『税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック』に基づき、個人番号を適正に取り扱う必要があります。

税理士は、確定申告書等の税務書類や源泉徴収票の作成などにおいて納税者の個人番号を取り扱います。（参考：源泉徴収票の様式）▶

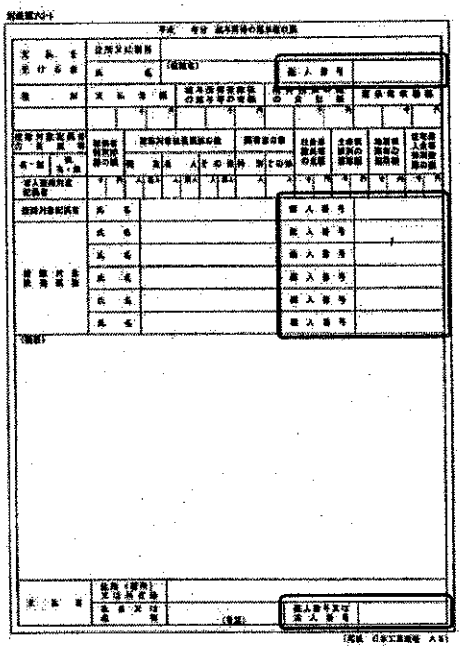

また、**税理士は、顧問先の身近な相談相手として、適切な指導役を果たすことが期待されています。**

今後のスケジュール…

個人番号は、市区町村から平成27年10月より順次「通知カード」が送付され、その後、平成28年1月1日より、申請により『個人番号カード』が交付されます。「通知カード」の有効期限は、『個人番号カード』の交付を受けるまでの間となります。

法人番号は、平成27年10月より順次通知・公表されます。

個人番号・法人番号は、平成28年1月1日以降、手続ごとに順次利用が開始されます。

制度が始まる前に準備すること…

番号取扱事務・担当者の確認

事務所の業務において、個人番号及び特定個人情報（特定個人情報等）を取り扱うこととなる事務作業を確認し、事務取扱担当者を決めましょう。

事務所レイアウト等の見直し

事務所レイアウト等の見直しをし、取り扱う特定個人情報等が担当者以外に見えないように工夫しましょう。

会計ソフト・システムの変更

会計ソフト・システム等を番号制度に対応した内容とし、またセキュリティソフト等を活用して、特定個人情報等を安全に管理するための準備をしましょう。

事務所職員等の教育・指導

特定個人情報等を適切に管理するには、職員の理解が重要です。情報共有を図るとともに、研修等を実施しましょう。

関連情報…

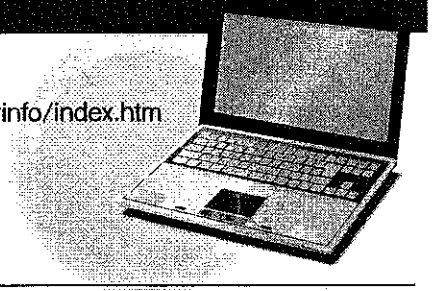

国税庁HP「社会保障・税番号制度について」
https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm

内閣官房HP「社会保障・税番号制度」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

特定個人情報保護委員会HP
http://www.ppc.go.jp/index.html

発行
日本税理士会連合会
品川区大崎1-11-8　日本税理士会館８階
03-5435-0931(代)　http://www.nichizeiren.or.jp/

e-Taxにおける新たな認証方式の導入について

≪概要≫

個人の利用者について、現行の公的個人認証サービスに基づく電子証明書（以下「電子証明書」という。）を利用する認証方式に加えて、電子証明書やICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式を導入します。

≪運用開始予定日≫

平成29年1月4日（水）

≪具体的な手続の流れ≫

新たな認証方式では、e-Taxの開始届出書の提出時に本人確認を行い、その確認に基づき通知された利用者識別番号（ID）及び暗証番号（PW）を使用してe-Taxで申告等を行う場合は、電子証明書の添付を要しないこととなります。

なお、開始届出書の提出時の本人確認は、次のいずれかの方法で行います。

① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認 (注)

② 電子証明書の添付による本人確認

③ 税務署への来署時における職員による本人確認

(注)「携帯電話不正利用防止法」に基づき、購入時及び譲渡時に本人確認が義務付けられている携帯電話等を利用して、利用者の携帯電話等とe-Taxとの間で音声通信を介して、システム的に情報（認証コード）をやりとりすることにより本人確認を行います。

(参考) 上記の本人確認方法を踏まえて、今後、番号法に基づく本人確認の国税庁告示の改正を予定しています。

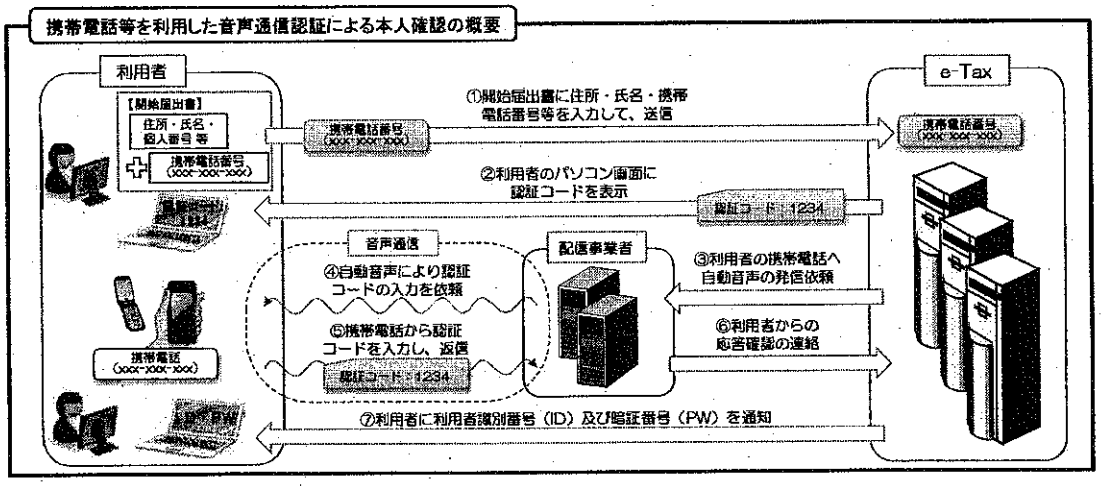

≪その他≫

新たな認証方式の導入後において、e-Taxで申告等を行う場合に電子証明書を添付する現行の認証方式については、利用者の選択により、引き続き、利用することが可能です。

e-Taxにおける添付書類の提出方法の見直しについて

添付書類のイメージデータによる提出

≪概要≫

e-Taxで申告や申請等を行う場合、別途郵送等で書面による提出等を行っている添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）による提出を可能とします。

≪運用開始予定日≫

運用開始予定日	対象手続
平成28年4月1日(金)	① 法人税、消費税（法人）、酒税の申告 ② ④以外の申請等
平成29年1月4日(水)	③ 所得税、贈与税の申告 ④ 所得税、消費税（個人）、贈与税、相続税関係の申請等

≪対象となる添付書類≫

(1) イメージデータによる提出の対象となる添付書類は、次に掲げるもの以外の添付書類となります。

① 所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類（例：給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など）

② 電子データ（XML形式又はXBRL形式）により提出が可能な添付書類（例：所得税青色申告決算書、法人税申告の別表など）

③ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な添付書類（例：印紙税過誤納確認申請など）

したがって、イメージデータによる提出の対象となる添付書類は、例えば、登記事項証明書や売買契約書の写しなどになりますが、具体的な手続名等については、本年6月頃、e-Taxホームページに掲載を予定しています。

（注）イメージデータで提出された添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）については、税務署長等が、その内容の確認のため5年間、当該書類の提出等を求めることができます。ただし、贈与税及び移転価格税制に係る法人税は6年間、法人税の純損失等の金額がある場合は9年間となります。

(2) 添付書類をイメージデータで提出する場合の送信可能なデータ容量やファイル数等については、本年6月頃、e-Taxホームページに掲載を予定しています。

e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能の提供

≪概要≫

市販の会計ソフトによりCSV形式で作成された法人税申告の財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式（財務諸表はXBRL形式、勘定科目内訳明細書はXML形式）に変換する機能を提供して、変換後の電子データでの提出を可能とします。

なお、提供する変換機能の詳細や手続の流れについては、現在検討を行っており、後日お知らせすることとしています。

≪運用開始予定日≫

平成28年4月1日（金）

日時　平成27年8月6日（木）
16時30分～
場所　ﾎﾃﾙｶｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　県税事務所長あいさつ

4　税務署からの連絡事項

（1）税務署職員の担当について　（総務課）

別添1「平成27事務年度　熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、○は課長補佐・総括上席を表しております。

（2）税理士業務のセルフチェック表を活用した実態確認について　（総務課）

国税局・税務署では、皆様のご理解・ご協力のもと、税理士業務の執行状況についての実態確認を実施しております。

対象の方には、事前にセルフチェック表を送付いたしますので、執行状況を点検していただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

（３）関東信越国税局管内における主な広域運営について　（総務課）

別添２「平成 27 事務年度　広域運営一覧表」参照

配付しました資料は、今事務年度の関東信越国税局管内における主な広域運営に係る実施状況一覧表です。

当署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当は、当署に併任発令されており、当署の身分を有しております。

具体的には、総合特別国税調査官であれば大宮署の担当者が当署の職員としてお伺いいたしますので、ご承知おきください。

（４）マイナンバー制度について　（総務課）

最新版のリーフレット等を席上配付いたしますので、ご参照ください。

「事業者のための社会保障・税番号制度の概要」

「マイナンバー導入チェックリスト」

「法人番号周知用ポスター」

なお、リーフレットについては、税務署窓口へ備え置いております。

（５）期限内納付等について　（管理運営部門）

イ　消費税の期限内納付指導について

期限内納付指導については、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

税務署では、消費税率引上げもあり、消費税滞納の未然防止を最重要課題の一つとしてとして取り組んでおります。

消費税の滞納の未然防止には、計画的な納税資金の積立てが有効であることから、関与先の皆様に、毎月の納税資金の備蓄を勧めていただくなど、引き続き期限内納付のご指導をよろしくお願いいたします。

ロ　消費税納付チェック表の提出について

別添３「消費税納付チェック表」参照

消費税滞納の未然防止策の一環として、消費税申告書提出の際に「消費税納付チェック表」を併せて提出していただくようお願いしているところです。

本日、チェック表の用紙を配付させていただいておりますが、消費税滞納の未然防止という趣旨につきまして改めてご理解をいただき、更なるご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、期限内納付が困難でやむを得ず分割納付等を希望される場合には、納付計画等を作成した上で、早期に税務署徴収部門へ納付相談等を行うよう、関与先の皆様にご指導をお願いいたします。

また、チェック表は e-Tax で送信できませんので、書面での提出をお願いします。

ハ　ダイレクト納付の利用について

別添４「国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください」

別添５「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（26.11.17 現在）」参照

電子申告・電子納税につきましては、先生方のご理解の下、普及・利用拡大を推進させていただいております。

ダイレクト納付は、口座振替対象外の国税も利用可能となっており、利用に当たり、振替手数料や電子証明書、カードリーダーも不要となっておりますので、関与先の皆様への利用勧奨につきまして、更なるご協力をお願いいたします。

（6）個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について　（管理運営部門）

・申告書の発送日　7月24日（金）
・申告及び納付期限　8月31日（月）
・振替日　9月29日（火）

（7）取引等に関する資料の提出依頼について　（管理運営部門）

・依頼分発送日　8月3日（月）
・提出期限　9月3日（木）
・提出先　局資料センター

なお、提出に当たっては、同封されている返信用封筒をご利用ください。

光ディスク等で提出の場合、正・副1枚ずつ作成して同封願います。

ご不明な点がありましたら、管理運営第二部門（048-521-7807）までご連絡ください。

（8）納税証明書のオンライン請求について　（管理運営部門）

別添6「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります。」参照

ご承知のとおり、税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に電子証明書やICカードリーダライタが不要になっております。

予め来署日時をご指定いただくことにより発行までの待ち時間が短縮できるほか、手数料が安価になる等のメリットがございます。

本年度におきましても、引き続き関与先の皆様への利用勧奨をお願いいたします。

（9）特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用等について（資産課税部門）

別添7「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照

相続税の基礎控除引下げ等に伴い、特定路線価の申出の増加が見込まれ、回答までに時間を要することが懸念されています。また、提出された申請書の中には、建築基準法上の道路等でないものへの申出も見受けられます。

そこで関東信越国税局において、申出の要否判定のための「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」を作成しました。特定路線価の設定申出の際にご活用いただくとともに、申出書に添付の上、提出いただきますようお願い申し上げます。当該チェックシートを添付いただくことで速やかな回答に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当該チェックシートの様式は、関東信越国税局のホームページに掲載されております。国税庁のホームページにはございませんので併せて連絡させていただきます。

(10) 相続税の申告案内等の実施及び国外転出時課税制度の周知について
別添８参照　（資産課税部門）
席上配付資料「相続税のあらまし」「相続税についてのお尋ね」

(11) 行政指導等事務の集中化について　（法人課税部門）
別添９「文書照会等事務の集中処理部署の設置について
関東信越国税局では、法人課税事務等の一層の効率化を図ることを目的として、春日部税務署に文書照会等事務を集中的に処理する部署を設置し、関東信越国税局管内全 63 税務署所管の法人等に対する書面照会事務の一部を集約し、実施することとしました。

添付書類
1「平成 27 事務年度　熊谷署職員名簿」
2「平成 27 事務年度　広域運営一覧表」
3「消費税納付チェック表」
4「国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください」
5「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（26. 11. 17 現在）」
6「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります。」
7「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」
8「相続税の申告案内等の実施及び国外転出時課税制度の周知について」
9「文書照会等事務の集中処理部署の設置について」

席上配付資料
「事業者のための社会保障・税番号制度の概要」
「マイナンバー導入チェックリスト」
「法人番号周知用ポスター」
「相続税のあらまし」
「相続税についてのお尋ね」

平成27事務年度　熊谷署職員名簿

H27.7.10現在

署長	1	管理運営第三	6	個人第二	7	法人特官	6	法人第四	5
岡田　豊		◎中條　聡	内部事務	◎大野　雅久	調査指導等	◎金子　正	調査指導等	◎阿部　仁	調査指導等
		井出　憲静		吉松　幸一		◎小林　豊		西　勉	
副署長	2	伊藤　尚弘		宮下　那津子		◎木南　直行		小出　誠	
河原　知之		長岡　司		青木　一茂		吉田　光好		星子　智洋	
遠山　秀治		山田　健司		中村　公則		尾上　健彦		赤石　直道	
		渡部　あかり		和田　侑		嶋田　友行			
総務	6			大泉　和輝		法人第一	7		
◎原田　幸嘉	総務事務全般	徴収特官	4			◎設樂　友佳	法人税・消費税（法人）・源泉所得税・間接諸税（印紙税・揮発油税等）事務	酒類指導官	8
○外城　智		◎八木　幸久	滞納処分等			○飯塚　正行		◎木村　史郎	酒税・免許事務
小林　正勝		◎中野　忠				髙見　裕二		戸田　喜久男	
横山　遥		杵渕　竜一郎		個人第三	7	須藤　志保		宮下　武士	
中西　悟朗		小山　祐司		◎長谷川　幸男	調査指導等	廣町　秀男		横坂　健一	
野口　文博				小島　吉博		小口　真理子		小林　英樹	
		徴収	5	植原　英明		船山　香織		中島　瑞季	
		◎坂原　正則	滞納処分等	市村　剛				梨本　稔	
管理運営第一	5	千葉　照彦		横田　政彦				塚本　智子	
◎山崎　淑子	内部事務	原澤　道夫		奈須　俊哉		法人第二	5	（調査検査担当）	4
○竹永　裕香		谷　淳次		井開　遼資		◎宮下　三男	調査指導等	◎赤羽　司	調査指導等
坂口　貴彦		内田　慎太郎				関本　琢也		市川　高志	
宮田　祐介						関　博史		西園　健次	
伊藤　薫				審理専門官	1	飯塚　健太		上山　裕司	
		個人特官	2	◎金重　健二	審理（所得税等）事務	髙島　純子		酒類業調整官	2
		◎若林　一裕	調査指導等					◎池田　孝	酒類行政事務
		深町　明弘						加瀬　武志	
管理運営第二	7			資産	7				
◎志田　敦朗	内部事務	個人第一	7	◎齋藤　恒毅	相続税・贈与税・申告所得税（譲渡所得）事務 調査指導等	法人第三	7	署長団・総務	9
小山　善浩		◎須藤　公夫	申告所得税・消費税（個人事業者）事務	小島　広		◎峯村　雄紀	調査指導等	管理運営	18
佐々木　守		○宮内　信幸		梅山　珠美恵		山田　龍		徴収	9
深澤　朗夫		金子　正之		柳川　真由美		井口　大輔		個人	24
後藤　規		高橋　健		松澤　厚司		田子　武		資産	7
永井　純夫		船山　悟		栗田　利秀		樋本　正樹		法人	30
白石　洋也		岩田　秀夫		米山　咲		戸田　将史		酒類指導官	12
		長谷川　加織				三ツ井　悠司		酒類業調整官	2
									111

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官　　○…課長補佐・総括上席

別添1

別添2

平成27事務年度　広域運営一覧表

	総合	開発	個人					資産			法人												酒		管理運営	徴収	
	特別国税調査官	特別国税調査官	特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	国際税務専門官	情報技術専門官	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	特別国税調査官（法人）	特別国税調査官（源泉）	特別調査班	機動官	企画支援担当	一般調査担当	国際税務専門官（法人）	国際税務専門官（源泉）	情報技術専門官	特別調査官（連携）	特別調査官（連結）	間接諸税調査担当者	酒類指導官（調査検査）	酒類指導官（調査検査以外）	納税専門官	特別国税徴収官（特別整理）	特別国税徴収官（広域）
水戸					土浦					浦和				土浦・下館・竜ケ崎				浦和		宇都宮	浦和						
日立	水戸	水戸	水戸	水戸	土浦	水戸	水戸	水戸	水戸	浦和	水戸	水戸	太田		水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸
土浦	水戸	水戸				水戸	水戸	水戸		浦和		水戸			水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
古河	水戸	水戸	水戸	水戸	土浦	水戸	水戸	水戸	水戸	浦和	下館	水戸	下館		水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	下館
下館	水戸	水戸	水戸		土浦	水戸	水戸	水戸	水戸	浦和		水戸			水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
竜ケ崎	水戸	水戸	土浦		土浦	水戸	水戸	水戸	土浦	浦和	土浦	水戸			水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
太田	水戸	水戸	水戸		土浦	水戸	水戸	水戸	水戸	浦和	水戸	水戸			水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸
潮来	水戸	水戸	土浦	土浦	土浦	水戸	水戸	水戸	土浦	浦和	土浦	水戸			水戸		水戸	浦和	水戸	宇都宮	浦和	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	竜ケ崎
宇都宮						浦和	浦和			浦和				栃木				浦和			浦和						
足利	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木		浦和	浦和	宇都宮	栃木	浦和	栃木	宇都宮	栃木	栃木	宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木
栃木	宇都宮	宇都宮				浦和	浦和	宇都宮		浦和		宇都宮			宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	
佐野	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木		浦和	浦和	宇都宮	栃木	浦和	栃木	宇都宮	栃木	栃木	宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木
鹿沼	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		浦和	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
真岡	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		浦和	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
大田原	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		浦和	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮		栃木	宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
氏家	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		浦和	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮		宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
前橋							長野			大宮						沼田		浦和			浦和						
高崎	前橋	前橋			高崎・館林	前橋	長野	前橋		大宮		前橋		高崎・館林	前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	
桐生	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	長野	前橋	前橋	大宮	館林	前橋	館林		前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	館林
伊勢崎	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	長野	前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋		前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋
沼田	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	長野	前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋
館林	前橋	前橋	前橋			前橋	長野	前橋	前橋	大宮		前橋			前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	
藤岡	前橋	前橋	高崎	高崎		前橋	長野	前橋	高崎	大宮	高崎	前橋	高崎		前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	高崎
富岡	前橋	前橋	高崎	高崎		前橋	長野	前橋	高崎	大宮	高崎	前橋	高崎		前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	高崎
中之条	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	長野	前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋		前橋		前橋	浦和	前橋	前橋	浦和	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋
川越	浦和					大宮	浦和			浦和							浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	熊谷	熊谷	所沢	大宮	
熊谷	大宮	浦和				大宮	浦和	大宮		大宮		川越					大宮	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和			浦和	大宮	
川口	浦和	大宮				大宮	浦和	浦和		浦和		浦和					浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和	浦和	浦和	
西川口	浦和		川口		川越・川口・所沢・春日部・上尾・越谷・朝霞	大宮	浦和	浦和		浦和	川口	浦和		川越・熊谷・川口・西川口・所沢・春日部・上尾・越谷・朝霞			川口	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和	浦和	浦和	
浦和		大宮																					熊谷				
大宮		浦和					浦和					浦和						浦和		浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和	春日部		
行田	大宮	浦和・大宮	熊谷	熊谷		大宮	浦和	大宮		大宮	熊谷	川越	熊谷		大宮		大宮	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和	熊谷	熊谷	春日部	大宮	熊谷
秩父	大宮		熊谷	熊谷		大宮	浦和	川越		浦和	川越	川越	川越		川越		大宮	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和	熊谷	熊谷	所沢	浦和	熊谷
所沢	浦和					大宮	浦和	川越		浦和		川越			川越		浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	熊谷	熊谷		浦和	
本庄	大宮		熊谷	熊谷		大宮	浦和	大宮		大宮	熊谷	川越	熊谷		大宮		大宮	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和	熊谷	熊谷	浦和	大宮	熊谷
東松山	浦和		川越	川越		大宮	浦和	川越		浦和	川越	川越	川越		川越		浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	熊谷	熊谷	所沢	浦和	熊谷
春日部	大宮					大宮	浦和			大宮		浦和			浦和		大宮	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和		大宮	
上尾	大宮		大宮			大宮	浦和	大宮		大宮	大宮	浦和			大宮		大宮	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和	春日部	大宮	
越谷	大宮					大宮	浦和	春日部		大宮		浦和			大宮		川口	浦和	大宮	浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和	春日部	大宮	
朝霞	浦和					大宮	浦和	川越		浦和	浦和	川越			川口		浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	熊谷	浦和	所沢	浦和	
新潟					長岡					大宮				長岡				浦和		前橋	浦和		長岡				
新津	新潟	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	新潟		新潟	新潟
巻	新潟	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	三条	新潟	三条	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	新潟		新潟	新潟
長岡	新潟	新潟				新潟	新潟	新潟	新潟	大宮		新潟			新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟				新潟	
三条	新潟	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮		新潟		長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	長岡		新潟	新潟
柏崎	新潟	新潟	長岡	長岡	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	高田	新潟	高田	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	長岡		新潟	長岡
新発田	新潟	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	新潟		新潟	新潟
小千谷	新潟	新潟	長岡	長岡	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	長岡	新潟	長岡	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	長岡		新潟	長岡
十日町	新潟	新潟	長岡	長岡	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	長岡	新潟	長岡	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	長岡		新潟	長岡
村上	新潟	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	新潟		新潟	新潟
糸魚川	新潟	新潟	長岡	長岡	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	高田	新潟	高田	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	長岡		新潟	長岡
高田	新潟	新潟	長岡	長岡	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮		新潟		長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	長岡		新潟	長岡
佐渡	新潟	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟	新潟	新潟	新潟	大宮	新潟	新潟	新潟	長岡	新潟		新潟	浦和	新潟	前橋	浦和	新潟	長岡	新潟		新潟	新潟
長野					松本					大宮				松本・上田・諏訪				浦和		前橋	浦和		松本				
松本	長野	長野				長野	長野	長野		大宮		長野			長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野				長野	
上田	長野	長野	長野		松本	長野	長野	長野	長野	大宮		長野			長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	長野		長野	
飯田	長野	長野	松本	松本	松本	長野	長野	長野	松本	大宮	諏訪	長野	諏訪		長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	諏訪
諏訪	長野	長野	松本		松本	長野	長野	長野	松本	大宮		長野			長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	
伊那	長野	長野	松本	松本	松本	長野	長野	長野	松本	大宮	諏訪	長野	諏訪		長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	諏訪
信濃中野	長野	長野	長野	長野	松本	長野	長野	長野	長野	大宮	長野	長野	長野		長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	長野
大町	長野	長野	松本	松本	松本	長野	長野	長野	松本	大宮	松本	長野	松本		長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	松本
佐久	長野	長野	長野	長野	松本	長野	長野	長野	長野	大宮	上田	長野	上田		長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	上田
木曽	長野	長野	松本	松本	松本	長野	長野	長野	松本	大宮	松本	長野	松本		長野		長野	浦和	長野	前橋	浦和	長野	松本	松本		長野	松本

（管理運営部門宛）

消費税納付チェック表

法人名（氏名）		整理番号	
所在地（住所）	〒 （☎　　－　　－　　）	《申告書提出日》 年　月　日	

課税期間	申告区分	納期限	納付金額
年　月　日 年　月　日	□ 中間申告 □ 確定申告	年　月　日	円

上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。

□ 納期限内に完納

□ 納期限内の完納が困難

● 納期限内に納付可能な金額　納付金額＿＿＿＿＿＿円

● 残額についての納付予定

□１か月以内に納付可能　納付日＿＿＿月＿＿＿日

納付金額＿＿＿＿＿＿円＋延滞税

□1か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談

・ 出署希望日：　年　月　日

【納税者に対する説明事項】（説明した事項にレ印を付してください。）

□ 納期限内に納付できない場合には、法律の規定により本税を完納されるまで、延滞税が課されるほか、督促状が送付されること

□ 納税に関して、税務署又は納税コールセンターから連絡する場合があること

□ 「任意の中間申告・納付制度」及び次回の納期限内の完納に向けた納税資金の積立て等の利用の勧奨

関東信越税理士会　＿＿＿＿支部所属　税理士：＿＿＿＿＿＿

☎　　－　　－

（注）1　e－Taxを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者のみ「消費税納付チェック表」を提出してください。

2　申告書の提出と同時に納税の猶予又は換価の猶予の申請書を提出する場合、「消費税納付チェック表」の提出は、不要です。

3　□の箇所については、該当する項目にレ印を付してください。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

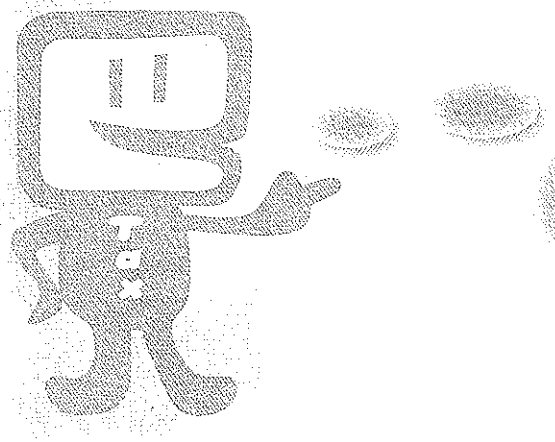

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、賦課課税書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方におすすめです。

簡単

○インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
○インターネットバンキングの契約が不要！
○金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

○即時又は納付日を指定して納付することが可能！
○税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

国税庁

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、右ページの□内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

④ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑤ 上記④の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑥ **預貯金口座の名義**とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑦ **銀行等**をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
〔例〕0001234

⑧ **ゆうちょ銀行**をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
記号 11940 番号 12345671
記号番号 11940 - 12345671
2 振替口座の場合
記号 01930 1 番号 123456
(記載しない)
記号番号 01930 - 123456

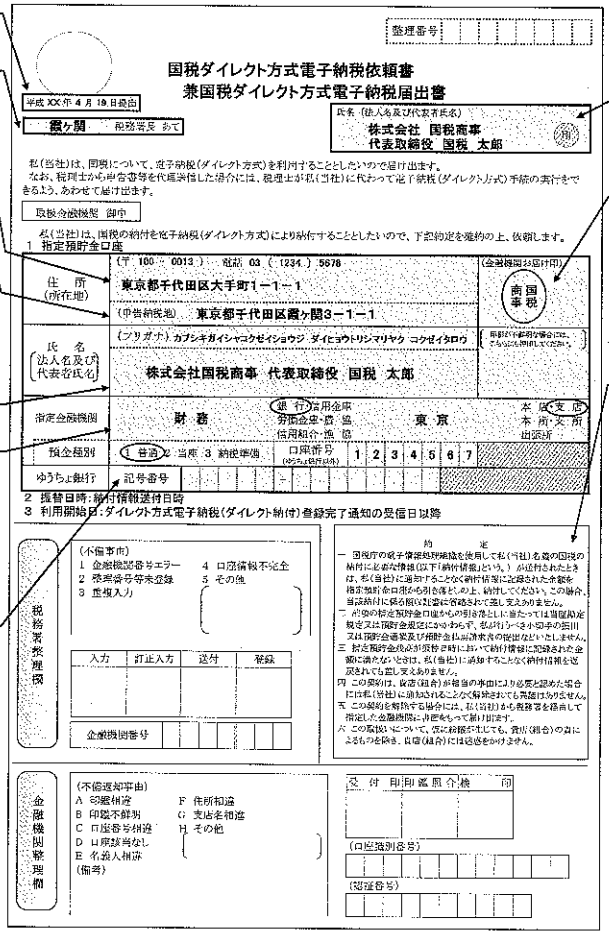

※ 記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載し押印します。

⑨ ①から⑧までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑩ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

切り取り線で切りはなして提出してください

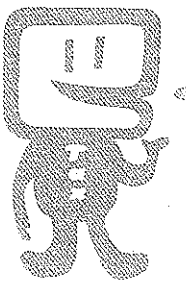

ダイレクト納付の利用方法は

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

4 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

法定調書に関する事務での取扱い

1　社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

（1）法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

（2）支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合の本人確認

法定調書の提出義務者が金銭等の支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、1ページをご覧ください。）。

2　給与所得の源泉徴収票の主な変更点

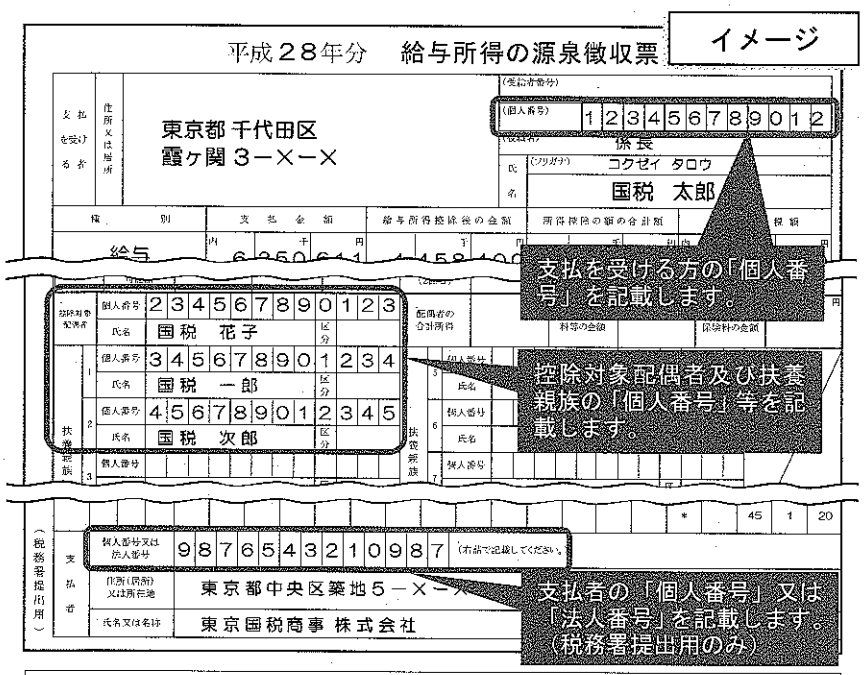

※　平成27年5月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。

平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、給与の支払を受ける方等の個人番号又は法人番号を新たに記載する必要があります。

また、給与所得の源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更されます。

※　「個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号を記載する場合は、左側の1マスを空けて、右詰めで記載してください。

※　法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出義務者の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

法定調書及び法定調書合計表の様式並びに法定調書を光ディスク等により提出する場合のレコード内容等の最新の情報については、国税庁ホームページをご確認ください。

3　支払を受ける方の番号記載の猶予

平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号又は法人番号を記載しなくてもよいことになっています（例：特定口座年間取引報告書）。

なお、給与所得の源泉徴収票や、不動産の使用料等の支払調書には猶予規定は設けられていません（猶予規定が設けられている法定調書の一覧については、国税庁ホームページに掲載しています。）。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務化されています。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」の「どこで使えるの？」でご確認ください。

1 インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。

2 モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。

3 ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成26年7月末現在）

なお、これらの電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。
また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

登録方式

e-Taxに納付情報データを登録（納付情報登録依頼）することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できるようになりました。
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス　検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901（e-コクゼイ））へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性Ⓐ
この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成26年10月

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（銀行・信用組合・労働金庫）

別添5

【平成26年11月17日現在】

局所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀行		信用組合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京ＵＦＪ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	1	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合		北海道労働金庫	
仙台	12	1	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行、東北銀行		仙北信用組合		東北労働金庫	
関東信越	12	4	2	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行、北越銀行、大光銀行		茨城県信用組合 協栄信用組合 群馬県信用組合 新潟縣信用組合		新潟県労働金庫 長野県労働金庫	
東京	8	8	1	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東京都民銀行、東日本銀行 山梨中央銀行、横浜銀行、八千代銀行		あすか信用組合 君津信用組合 青和信用組合 相愛信用組合 第一勧業信用組合 大東京信用組合 都留信用組合 山梨県民信用組合 房総信用組合		中央労働金庫	
金沢	4	1	1	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行		岐阜商工信用組合		北陸労働金庫	
名古屋	11	3	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 静岡中央銀行、清水銀行、十六銀行 中京銀行、名古屋銀行、百五銀行 三重銀行、第三銀行	スルガ銀行 （平成27年１月～）	愛知県中央信用組合 飛騨信用組合 益田信用組合		静岡県労働金庫 東海労働金庫	
大阪	9	4	1	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 近畿大阪銀行、滋賀銀行、南都銀行 みなと銀行、関西アーバン銀行 但馬銀行		滋賀県信用組合 淡陽信用組合 のぞみ信用組合 兵庫県信用組合 近畿産業信用組合		近畿労働金庫	
広島	8	1	1	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行、中国銀行 山口銀行、もみじ銀行		広島市信用組合 笠岡信用組合		中国労働金庫	
高松	8	1	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合		四国労働金庫	
福岡	5	0	1	十八銀行、親和銀行、北九州銀行 西日本シティ銀行、福岡銀行	佐賀銀行 （平成27年１月～）			九州労働金庫	
熊本	2	0	0	熊本ファミリー銀行、肥後銀行	大分銀行 （平成27年１月～）				
沖縄	2	0	1	沖縄銀行、琉球銀行				沖縄県労働金庫	
合計	89	24	13						

※　１　金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
　　２　利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（信用金庫）

【平成26年11月17日現在】

局所	信金数	サービス開始済み 名称							導入予定 名称
札幌	23	札幌信用金庫	旭川信用金庫	函館信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫			
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	江差信用金庫			
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫	遠軽信用金庫			
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫				
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫				
仙台	25	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫			
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫			
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫			
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫			
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫			
関東信越	33	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫	加茂信用金庫	
		桐生信用金庫	しののめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	島山信用金庫	長野信用金庫	
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫	埼玉縣信用金庫	
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫		
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫		
東京	37	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	亀有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫	さがみ信用金庫	
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫	東京三協信用金庫	
		西武信用金庫	三浦藤沢信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫	館山信用金庫	
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫	湘南信用金庫	
		銚子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	瀧野川信用金庫	平塚信用金庫	東京東信用金庫	
		多摩信用金庫	横浜信用金庫						
金沢	17	富山信用金庫	にいかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫		
		高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	武生信用金庫	敦賀信用金庫		
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫			
名古屋	39	静岡信用金庫	磐田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名信用金庫	
		静清信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫	高山信用金庫	
		浜松信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫	豊川信用金庫	
		沼津信用金庫	遠州信用金庫	西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫		
		三島信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫		
		島田信用金庫	大垣信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫		
大阪	32	京都信用金庫	長浜信用金庫	十三信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	大阪商工信用金庫	奈良信用金庫	
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	大阪東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	但馬信用金庫	
		播州信用金庫	大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫		
		日新信用金庫	大阪厚生信用金庫	摂津水都信用金庫	兵庫信用金庫	但陽信用金庫	新宮信用金庫		
		滋賀中央信用金庫	大阪市信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北都信用金庫	大福信用金庫		
広島	22	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	防府信用金庫		
		米子信用金庫	島根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫	東山口信用金庫		
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫			
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫			
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	幡多信用金庫			
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫				
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫		
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫		
熊本	13	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高鍋信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫	都城信用金庫	
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫	南郷信用金庫	
沖縄	1	コザ信用金庫							
合計	263								

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。

2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

納税証明書の請求は

e-Taxを使った

オンライン請求がとっても便利です!!

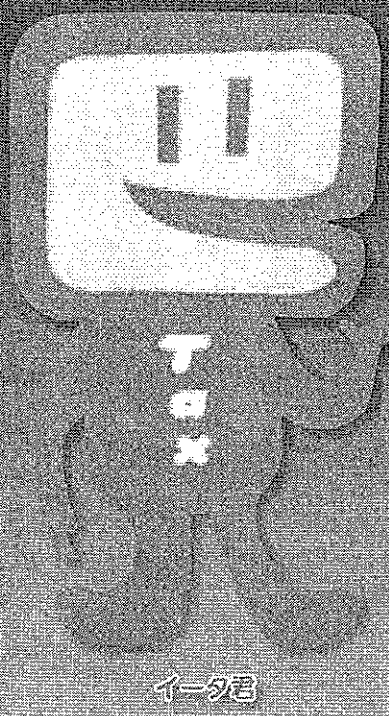

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。
納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダライタが不要です。

パソコンで納税証明書請求データを作成し、オンラインで請求します。
※電子署名及び電子証明書の送信が不要!!

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

メリット1
手数料が安価です。
1税目 1年度 1枚 370円(通常400円)

メリット2
窓口での待ち時間が短縮できます。

詳しい手続は裏面をご覧ください。

e-Tax ホームページ　www.e-tax.nta.go.jp

国税庁

オンライン請求の手順

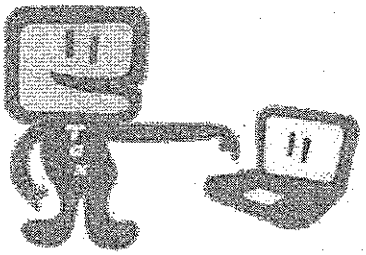

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1 自宅等のパソコンで納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
(注)e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリックしてください。
(注)請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人(代理人)であることが確認できる運転免許証などの本人確認書類をご提示ください。
(代理人は加えて委任状をご提出ください。)
なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。
(注)電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。
(注)インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

①郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
②e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)
(注)あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxの利用可能時間 ▶月曜日～金曜日、8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ　www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901(e-コクゼイ))へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

H26.8

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

土地等の所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1　特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。

いいえ → 相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。

□ はい

2　評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。
※財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）でご確認願います。

いいえ → 「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、原則として固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は不要です。

□ はい

3　評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。

□ はい

4　特定路線価の設定が必要な道路は、建築基準法上の道路等（□公道　□私道（位置指定道路）□その他）ですか。
※　該当するかどうかご不明な場合は、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。

いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。

□ はい

特定路線価の設定が必要な場合には、「特定路線価設定申出書」を提出してください。
※「特定路線価設定申出書」には、このチェックシートを添付してください。

※1　特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
①　「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
②　「建築基準法第43条第1項ただし書」に規定する道路等

※2　財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.go.jp】で確認できます。

※3　特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。

※4　このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。

※5　税務署での面接による個別相談は、事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

特定路線価評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町１番17号 **水戸税務署　評価専門官** TEL　029-231-4211（代表）
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和２丁目１番７号 **宇都宮税務署　評価専門官** TEL　028-621-2151（代表）
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町２丁目３番１号 前橋地方合同庁舎 **前橋税務署　評価専門官** TEL　027-224-4371（代表）
川越署、秩父署、所沢署、東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の２ **川越税務署　評価専門官** TEL　049-235-9411（代表）
川口署、西川口署、浦和署、大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心１番地１ さいたま新都心合同庁舎１号館 **浦和税務署　評価専門官** TEL　048-600-5400（代表）
熊谷署、行田署、本庄署、春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼２丁目12番地１ **春日部税務署　評価専門官** TEL　048-733-2111（代表）
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 **新潟税務署　評価専門官** TEL　025-229-2151（代表）
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の２ **長野税務署　評価専門官** TEL　026-234-0111（代表）

上記代表電話番号宛ご連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「２」を選択していただきますと税務署につながります。

相続税の申告案内等の実施及び国外転出時課税制度の周知について

○　平成 25 年度の税制改正により、平成 27 年１月１日以後の相続及び遺贈について、相続税の基礎控除の引下げが行われました。

今後、相続税の課税ベース拡大による納税者数の増加が見込まれる中、相続税の周知を図るほか、新たな納税者を含めた適正申告の更なる推進を図っていく観点から、当税務署において、相続税の申告案内について送付内容を変更して実施することとしています。

具体的な内容といたしましては、①「相続税の申告のしかた」に代えて相続税の仕組みを簡易に説明した「相続税のあらまし」を送付、②「相続についてのお尋ね」の様式改訂及び③相続税の申告書及び評価明細書の同封の取りやめなどとなっております。

また、相続税の申告案内対象者以外の一部の方を対象に制度周知の観点から、広報施策の一環として「相続税についてのお知らせ」等の送付を古河署、宇都宮署、伊勢崎署、川口署、長岡署及び長野署において実施することとしており、具体的な送付書類といたしましては、①「相続税についてのお知らせ」及び②「相続税の申告要否のご案内」を同封して送付することとしています。

○　平成 27 年度税制改正において「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」が創設され平成 27 年７月１日から施行されることとなりました。

皆様方におかれましては、関与先等に対する制度周知をお願いいたします。

○　ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

別添9

関東信越国税局
平成 27 年 7 月

文書照会等事務の集中処理部署の設置について

関東信越国税局では、法人課税関係事務等の一層の効率化を図ることを目的として、春日部税務署に文書照会等事務を集中的に処理する部署（以下「集中処理部署」といいます。）を設置して、関東信越国税局管内全 63 税務署所管の法人等に対する文書照会事務の一部を集約し、実施することとしました。

集中処理部署における事務の概要は次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

項　目	内　容　等
集中処理部署の名称等	名　称：春日部税務署　特別国税調査官（文書照会等担当） 所在地：埼玉県春日部市大沼２丁目 12 番地１　春日部税務署 電　話：０５７０－００５９０１（市内通話料金） （携帯電話・ＰＨＳでご利用の場合は、通常の通話料金になります。また、ＩＰ電話ではご利用いただけません。《ＩＰ電話の場合》０４８－７３３－２９５０（通常通話料金））
事務の内容	１　照会文書の発送 ○　照会文書を春日部税務署特別国税調査官（文書照会等担当）から発送します。 ○　照会文書に対する回答書の返信先は、春日部税務署特別国税調査官（文書照会等担当）となります。 ２　照会文書の未回答者等に対する電話照会 ○　春日部税務署特別国税調査官（文書照会等担当）から、照会文書により照会する内容について電話により照会させていただく場合があります。
対象税務署	関東信越国税局管内全 63 税務署
開始時期	平成 27 年 7 月 10 日（金）

～税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください～

被害に遭わないための注意事項

1　税務職員が納税者の皆様に電話でお問合せする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

2　税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ＡＴＭ）の操作を求めることは**ありません。**

3　税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることは**ありません。**

法人番号で わかる。 つながる。 ひろがる。

法人の皆さまに法人番号をお届けします。

法人番号(13桁)は広く一般に公表され、どなたでも自由にご利用いただけます。

平成27年10月から、1法人に1つ法人番号を指定し、「登記上の本店所在地」に通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は対象ではありません。

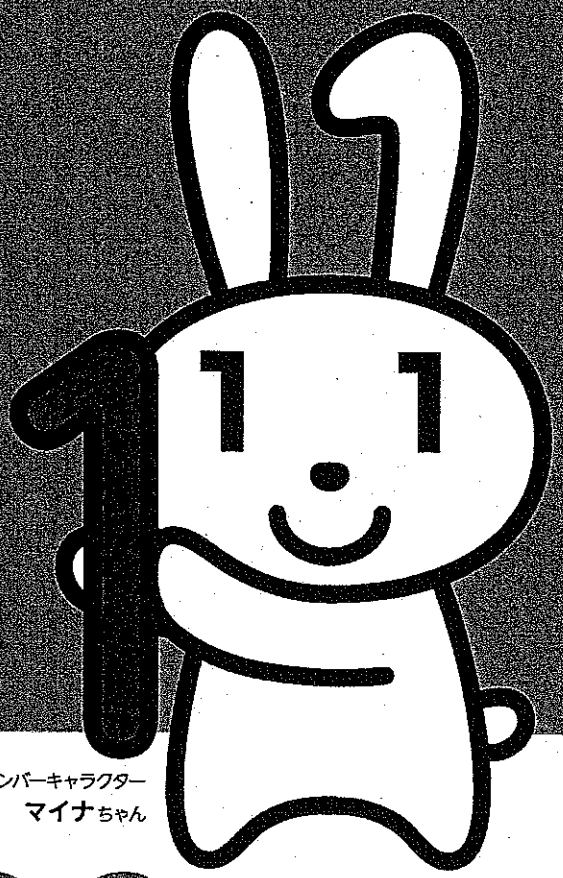

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

インターネットで 名称 所在地 法人番号 が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続をお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの 社会保障・税番号制度(マイナンバー) 法人には、法人番号が通知されます。 をクリック

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-20-0178(マイナンバー)

国税庁

相続税のあらまし

平成 27 年分用
税　務　署

○　この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。
　相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、国税庁ホームページの「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」【http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き）をご利用ください。
○　相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。）。
　また、申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

1　相続税とは

　相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。
　相続税の申告が必要となる場合には、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。

2　相続税の申告が必要な人とは

　被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」（次ページの「3　相続税が課される財産」の価額から「4　相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の価額を差し引いた金額）が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

「遺産に係る基礎控除額」　＝　3,000 万円 ＋（600 万円×法定相続人の数）

※　「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合には、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいないときは2人）までとなります。

○「相続人」とは
民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。
イ　被相続人の**配偶者**は、常に相続人となります。
ロ　次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。
（イ）　被相続人の**子**（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）
（ロ）　被相続人に子や孫（直系卑属）がいないときは、被相続人の**父母**（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）
（ハ）　被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の**兄弟姉妹**（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

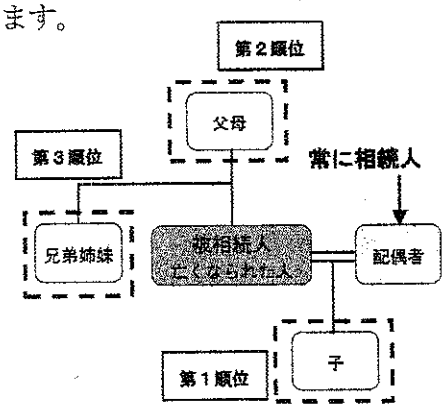

3　相続税が課される財産

相続税の課税対象となる財産で主なものは次のとおりです。

（1）被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものや無記名のものなども相続税の課税対象となります。

（2）みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額（注）までは非課税となります。

（注）一定の金額とは、「生命保険金」及び「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額をいいます。

（算式）　500万円　×　法定相続人の数（前のページを参照）

（3）被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。

（4）被相続人から相続開始前３年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した方が、被相続人が亡くなる前３年以内に被相続人から贈与を受けた財産（上記（3）を除く。）は、相続税の課税対象となります。

4　相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

（1）控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産（上記３（1）から（3）の財産の価額の合計額）の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

（2）控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産の価額から差し引かれます。

葬式費用とは、①お寺などへの支払い、②葬儀社、タクシー会社などへの支払い、③お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

5 主な相続財産の評価方法

（1）宅地

宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】の方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の１平方メートル当たりの価額のことです。

路線価は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認することができます（路線価図は千円単位で表示されています。）。

宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

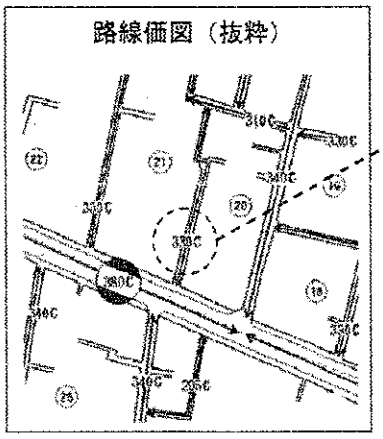

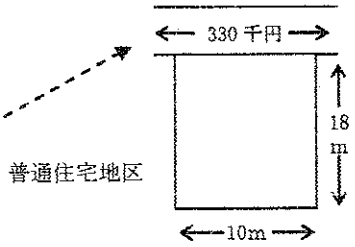

（路線価）（奥行価格補正率）（面積）　　（評価額）

33万円　×　1.00　×　180㎡　＝　5,940万円

（注）調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。調整率については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞財産評価関係＞［手続名］土地及び土地の上に存する権利の評価）で確認することができます。

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は地域によって異なります。）を掛けて計算します。

倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】の評価倍率表の「一般の土地等用」で確認することができます。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線 1.1	比準 宅 13	比準 純 22	比準	比準		
比準	純 11	純 16	純 19	純 20		

（固定資産税評価額）　（倍率）　（評価額）

1,000万円　×　1.1　＝1,100万円

（注）評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」の「宅地」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

（2）建物

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

（3）上場株式

原則として、次のイからニまでの価額のうち、最も低い価額により評価します。

イ　相続の開始があった日の終値

ロ　相続の開始があった月の毎日の終値の月平均額

ハ　相続の開始があった月の前月の毎日の終値の月平均額

ニ　相続の開始があった月の前々月の毎日の終値の月平均額

6 相続税の計算(具体例)

○「相続財産」の価額が8,000万円、「債務・葬式費用」の合計額が1,200万円である場合

相続人は妻と子２人で、「相続財産」の取得及び「債務・葬式費用」の負担は次の表のとおりとします。

	妻	子	子
① 相続財産	5,000万円	1,500万円	1,500万円
② 債務・葬式費用	1,200万円	―	―
③ 課税価格（①－②）	3,800万円	1,500万円	1,500万円

【課税価格の合計額の計算】

3,800万円 ＋ 1,500万円 ＋ 1,500万円 ＝ 6,800万円

【課税遺産総額の計算】

課税価格の合計額6,800万円から、遺産に係る基礎控除額4,800万円（※）を差し引いた金額、2,000万円が課税遺産総額となります。　※ 3,000万円 ＋（600万円×３人）

6,800万円 － 4,800万円 ＝ 2,000万円

【相続税の総額の計算】

課税遺産総額（2,000万円）

妻（２分の１） 1,000万円	子（４分の１） 500万円	子（４分の１） 500万円

まず、課税遺産総額2,000万円を法定相続分（「法定相続人の数」に応じた相続分）であん分します。

次に、あん分したそれぞれの金額に税率（下記「(参考）相続税の速算表」参照）を掛けて税額を計算します。

↓　↓　↓

（×税率）　（×税率）　（×税率）

100万円　50万円　50万円

計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります。

↓　↓　↓

相続税の総額　200万円

【各人の納付すべき相続税額の計算】

相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合であん分します。

妻 112万円	子 44万円	子 44万円
200万円×3,800万円/6,800万円	200万円×1,500万円/6,800万円	

あん分した税額から、配偶者の税額軽減等の各種の税額控除の額を差し引きます。

（参考）相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	―	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

（注）１　納付税額が算出される場合は、申告期限（被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内）までに納付してください。
２　納期限（申告期限）までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」を掲載していますので、ご利用ください。）。

【相続税の主な特例】

１　小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。　※ 居住の用の場合：限度面積　330㎡　、減額される割合　80%

２　配偶者の税額軽減（配偶者控除）

被相続人の配偶者の課税価格が１億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

※　１及び２の特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

【参考】

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【https://www.zeirishikensaku.jp】では、税理士等の検索が可能となっています。

相続についてのお尋ね

名簿番号	

1　亡くなられた人の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、亡くなられた日を記入してください。

住所		氏名	（　　）	生年月日	年　月　日
				亡くなられた日	平成　年　月　日

2　亡くなられた人の職業及びお勤め先の名称を「亡くなる直前」と「それ以前（生前の主な職業）」に分けて具体的に記入してください。

亡くなる直前：　　（お勤め先の名称：　　）

それ以前（生前の主な職業）：　　（お勤め先の名称：　　）

3　相続人は何人いますか。相続人の氏名と亡くなられた人との続柄を記入してください。

	（フリガナ） 相続人の氏名	続柄		（フリガナ） 相続人の氏名	続柄
①	（　　）		④	（　　）	
②	（　　）		⑤	（　　）	
③	（　　）			相続人の数	Ⓐ　人

（注）　相続を放棄された人がおられる場合には、その人も含めて記入してください。

4　亡くなられた人や先代の名義の不動産がありましたら、土地、建物を区分して（面積は概算でも結構です。）記入してください。

種類	所在地	イ 面積(㎡)	ロ 路線価等（注1、2）	ハ 倍率（注2）	ニ 評価額の概算（注3）
①					万円
②					万円
③					万円
④					万円
				合計額	Ⓑ　万円

（注）1　ロ欄は、土地について路線価が定められている地域は路線価を記入し、路線価が定められていない地域は固定資産税評価額を記入してください。また、建物は固定資産税評価額を記入してください。

2　土地に係るロ欄の路線価又はハ欄の倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認することができます。なお、路線価図は千円単位で表示されています。また、建物に係るハ欄の倍率は1.0倍です。

3　ニ欄は、次により算出された金額を記入してください。

《ロ欄に路線価を記入した場合》ロの金額×イの面積(㎡)

《ロ欄に固定資産税評価額を記入した場合》ロの金額×ハの倍率（建物は1.0倍）

5　亡くなられた人の株式、公社債、投資信託等がありましたら記入してください（亡くなった日現在の状況について記入してください。）。

銘柄等	数量(株、口)	金額	銘柄等	数量(株、口)	金額
①		万円	④		万円
②		万円	⑤		万円
③		万円		合計額	Ⓒ　万円

6　亡くなられた人の預貯金・現金について記入してください（亡くなった日現在の状況について記入してください。）。

預入先（支店名を含む）	金額	預入先（支店名を含む）	金額
①	万円	④	万円
②	万円	（現金）	万円
③	万円	合計額	Ⓓ　万円

7　相続人などが受け取られた生命（損害）保険金や死亡退職金について記入してください。

生命保険金等	保険会社等	金　額	死亡退職金	支払会社等	金　額
	①	イ　　万円		①	ハ　　万円
	②	ロ　　万円		②	ニ　　万円

（注）　生命（損害）保険金や死亡退職金は一定額が非課税となりますので、次により計算します。※赤字のときはゼロ

生命保険金等：（イ＋ロの金額＿＿＿＿万円）－（Ⓐの人数＿＿＿人×500万円）＝ホ＿＿＿＿＿万円

死亡退職金　：（ハ＋ニの金額＿＿＿＿万円）－（Ⓐの人数＿＿＿人×500万円）＝ヘ＿＿＿＿＿万円

ホ＋ヘの金額
Ⓔ　　万円

8　亡くなられた人の財産で、上記4から7以外の財産（家庭用財産、自動車、貸付金、書画・骨とうなど）について記入してください。

財産の種類	数量等	金　額	財産の種類	数量等	金　額
①		万円	③		万円
②		万円		合計額	Ⓕ　　万円

9　亡くなられた人から、相続時精算課税を適用した財産の贈与を受けた人がおられる場合に、その財産について記入してください。

贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金　額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金　額
①		万円	③		万円
②		万円		合計額	Ⓖ　　万円

10　亡くなられた人から、亡くなる前3年以内に、上記9以外の財産の贈与を受けた人がおられる場合に、その財産について記入してください。

贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金　額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金　額
①		万円	③		万円
②		万円		合計額	Ⓗ　　万円

11　亡くなられた人の借入金や未納となっている税金などの債務について記入してください。また、葬式費用について記入してください。

借入先など債権者の住所・所在と氏名・名称	金　額	借入先など債権者の住所・所在と氏名・名称	金　額
①	万円	③　葬式費用の概算	万円
②	万円	合計額	Ⓘ　　万円

12　相続税の申告書の提出が必要かどうかについて検討します。（概算によるものですので、詳細については税務署にお尋ねください。）

Ⓑの金額	万円	（Ⓙ－Ⓘ）の金額 ※赤字のときはゼロ	Ⓚ　　万円
Ⓒの金額	万円	（Ⓚ＋Ⓗ）の金額	Ⓛ　　万円
Ⓓの金額	万円	基礎控除額の計算 3,000万円 ＋（Ⓐ＿＿＿人 × 600万円）＝	Ⓜ＿＿＿＿＿万円
Ⓔの金額	万円	（Ⓛ－Ⓜ）の金額	Ⓝ　　万円
Ⓕの金額	万円	Ⓝの金額　《黒字である場合》相続税の申告が必要です。 《赤字である場合》相続税の申告は不要です。	
Ⓖの金額	万円	※　あくまでも概算による結果ですので、Ⓛの金額とⓂの金額の差が小さい場合には、申告の要否について更に検討する必要があります。 ※　国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。	
Ⓑから Ⓖの合計額	Ⓙ　　万円		

平成＿＿年＿＿月＿＿日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成税理士の氏名、事務所所在地、電話番号

※　相続税の申告が不要な場合には、お手数ですが、この「相続についてのお尋ね」を作成していただき、税務署に提出してください。

【注意】　この「相続についてのお尋ね」は、相続税の申告書ではありません。

平成２７年１０月から
マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々から マイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。 ☑

＜担当者の明確化と番号の取得＞

□ マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。

□ マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。

□ マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

「個人番号カード」　「通知カード」

表面（案）

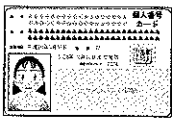

裏面（案）

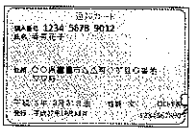

＜マイナンバーの管理・保管＞

□ マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。

□ パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。

□ 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

＜従業員の皆さんへの確認事項＞

□ 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570－20－0178へ
※ナビダイヤルは通話料がかかります。　※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、 050－3816－9405におかけください。

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

（平成27年5月作成）

マイナンバー制度、はじまります。

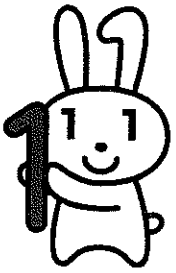

愛称：マイナちゃん

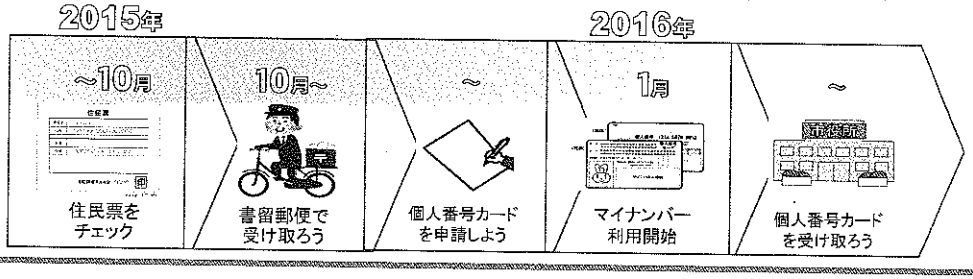

平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は マイナンバー で検索。又は 0570-20-0178（マイナンバー）へお問い合わせください。

（受付時間）土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30